

新宮町告示第150号

平成30年第4回新宮町議会定例会を次のとおり招集する

平成30年11月29日

新宮町長 長崎 武利

1 期 日 平成30年12月4日

2 場 所 新宮町議会議場

○開会日に応招した議員

上畝地白馬君

森 秀司君

安武 寛憲君

庵原 伸一君

大牟田直人君

高木 義輔君

横大路政之君

牧野真紀子君

松井 和行君

北崎 和博君

○12月5日に応招した議員

全員

○12月6日に応招した議員

全員

○12月12日に応招した議員

全員

○応招しなかった議員

なし

平成30年 第4回(定例)新宮町議会会議録(第1日)

平成30年12月4日(火曜日)

議事日程(第1号)

平成30年12月4日 午前9時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期決定について
- 日程第3 第124号議案 新宮町小中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 第125号議案 新宮町自治功労者推奨条例の一部を
- 日程第5 第126号議案 新宮町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を
改正する条例の制定について
- 日程第6 第127号議案 新宮町立学童保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例の制定について
- 日程第7 第128号議案 新宮町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に
関する条例及び新宮町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に
関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 第129号議案 平成30年度新宮町渡船事業特別会計補正予算について
- 日程第9 第130号議案 平成30年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第10 第131号議案 平成30年度新宮町簡易水道事業特別会計補正予算について
- 日程第11 第132号議案 平成30年度新宮町水道事業会計補正予算について
- 日程第12 第133号議案 平成30年度新宮町公共下水道事業会計補正予算について
- 日程第13 第134号議案 平成30年度新宮町一般会計補正予算について
- 日程第14 第135号議案 財産の取得について(新宮東中学校備品等購入(教室用机・椅子
等))
- 日程第15 第136号議案 財産の取得について(新宮東中学校備品等購入(給食用備品・消
耗品))
- 日程第16 第137号議案 財産の取得について(新宮東中学校備品等購入(事務用備品等))
- 日程第17 第138号議案 財産の取得について(新宮東中学校備品等購入(吹奏楽部用品))
- 日程第18 第139号議案 財産の取得について(新宮東中学校備品等購入(体育科教材・体
育部用品))
- 日程第19 第140号議案 財産の取得について(新宮東中学校備品等購入(ICT関連機器))

- 日程第20 第141号議案 財産の取得について（新宮東中学校備品等購入(教科用教材)）
- 日程第21 第142号議案 財産の取得について（新宮中学校備品等購入(給食用備品・消耗品)）
- 日程第22 第143号議案 財産の取得に関する契約内容の変更について（新宮町消防団第10分団積載車更新）
- 日程第23 第144号議案 工事請負契約の変更について（新宮ふれあいの丘公園グラウンド(A)整備工事(第3工区)）
- 日程第24 第145号議案 町道路線の認定について（鳥取線）
- 日程第25 第146号議案 町道路線の認定について（野入2号支線）
- 日程第26 第147号議案 新宮町指定金融機関の指定について
- 日程第27 第148号議案 新宮町立学童保育所の指定管理者の指定について
- 日程第28 報告第24号 専決処分の報告について(地方自治法第180条第1項)「損害賠償額の決定及び和解について」
- 日程第29 報告第25号 新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告について
- 日程第30 報告第26号 例月出納検査結果報告について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期決定について
- 日程第3 第124号議案 新宮町小中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 第125号議案 新宮町自治功労者推奨条例の一部を
- 日程第5 第126号議案 新宮町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 第127号議案 新宮町立学童保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 第128号議案 新宮町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例及び新宮町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 第129号議案 平成30年度新宮町渡船事業特別会計補正予算について
- 日程第9 第130号議案 平成30年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第10 第131号議案 平成30年度新宮町簡易水道事業特別会計補正予算について
- 日程第11 第132号議案 平成30年度新宮町水道事業会計補正予算について

- 日程第12 第133号議案 平成30年度新宮町公共下水道事業会計補正予算について
- 日程第13 第134号議案 平成30年度新宮町一般会計補正予算について
- 日程第14 第135号議案 財産の取得について（新宮東中学校備品等購入(教室用机・椅子等)）
- 日程第15 第136号議案 財産の取得について（新宮東中学校備品等購入(給食用備品・消耗品)）
- 日程第16 第137号議案 財産の取得について（新宮東中学校備品等購入(事務用備品等)）
- 日程第17 第138号議案 財産の取得について（新宮東中学校備品等購入(吹奏楽部用品)）
- 日程第18 第139号議案 財産の取得について（新宮東中学校備品等購入(体育科教材・体育部用品)）
- 日程第19 第140号議案 財産の取得について（新宮東中学校備品等購入(ICT関連機器)）
- 日程第20 第141号議案 財産の取得について（新宮東中学校備品等購入(教科用教材)）
- 日程第21 第142号議案 財産の取得について（新宮中学校備品等購入(給食用備品・消耗品)）
- 日程第22 第143号議案 財産の取得に関する契約内容の変更について（新宮町消防団第10分団積載車更新）
- 日程第23 第144号議案 工事請負契約の変更について（新宮ふれあいの丘公園グラウンド(A)整備工事(第3工区)）
- 日程第24 第145号議案 町道路線の認定について（鳥取線）
- 日程第25 第146号議案 町道路線の認定について（野入2号支線）
- 日程第26 第147号議案 新宮町指定金融機関の指定について
- 日程第27 第148号議案 新宮町立学童保育所の指定管理者の指定について
- 日程第28 報告第24号 専決処分の報告について(地方自治法第180条第1項)
「損害賠償額の決定及び和解について」
- 日程第29 報告第25号 新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告について
- 日程第30 報告第26号 例月出納検査結果報告について
-

出席議員（10名）

1 番	上畝地白馬君	2 番	森 秀司君
3 番	安武 寛憲君	5 番	庵原 伸一君
6 番	大牟田直人君	7 番	高木 義輔君
9 番	横大路政之君	11番	牧野真紀子君
12番	松井 和行君	13番	北崎 和博君

欠席議員（なし）

欠 員（2名）

事務局出席職員職氏名

事務局長 井上 和広君 主幹 三船 史郎君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	長崎 武利君	副町長	……………	吉村 隆信君
副町長	……………	福田 猛君	教育長	……………	宮川 優子君
総務課長	……………	中野 哲之君	政策経営課長	……………	太田 達也君
地域協働課長	……………	笠井与志則君	都市整備課長	……………	本田陽一郎君
上下水道課長	……………	森 一彦君	産業振興課長	……………	竹上 健君
環境課長	……………	安河内正路君	住民課長	……………	尾田 繁男君
健康福祉課長	……………	桐島 光昭君	税務課長	……………	高橋 忠久君
会計管理者	……………	末永富士美君	学校教育課長	……………	阿部 宏紀君
社会教育課長	……………	西田 大輔君	代表監査委員	……………	吉田 雅文君
子育て支援課長	……………	大原 稲子君			

午前9時30分開会

○議会議務局長(井上 和広君) 起立、礼。おはようございます。御着席ください。

○議長(北崎 和博君) ただいまから、平成30年第4回新宮町議会定例会を開会いたします。
配付の日程表により、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（北崎 和博君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第125条の規定により、11番、牧野真紀子議員、12番、松井和行議員。事故に備えて1番、上畝地白馬議員を指名いたします。

日程第2. 会期決定の件について

○議長（北崎 和博君） 日程第2、会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から12月12日までの9日間としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月12日までの9日間と決定いたしました。

会期中の日程は、別に配付いたしております会期日程表のとおりですので、議員並びに執行部の御協力をお願いいたします。

議案の審議に入ります前に、招集されました町長にあいさつをお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前9時31分休憩

.....
午前9時34分再開

○議長（北崎 和博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案の審議に入ります前に、招集されました町長にあいさつをお願いいたします。

町長。

○町長（長崎 武利君） おはようございます。本日ここに平成30年第4回新宮町議会定例会を招集いたしましたところ、御多用の中、議員の皆様のお出席をいただきまして誠にありがとうございます。

師走の慌ただしい時期を迎えておりますが、平成も残すところあと5カ月となり、来年5月からは新しい元号が始まるわけでございます。

振り返ってみますと、今年も北海道胆振地震をはじめ、梅雨時期の豪雨が各地を襲い自然災害が日本中に発生した年でもあります。

海外に目を向けますと、保護主義を掲げますアメリカと中国の間で貿易戦争ともいわれる大きな摩擦が発生しております。

また、朝鮮戦争後初のアメリカ大統領と北朝鮮の指導者金委員長との会談が行われましたが、

いまだに大きな進展はなく、膠着状態が続いています。

お隣の韓国に目を移すと慰安婦財団の解散や強行賠償訴訟問題などでぎくしゃくとした関係が続いており、いずれも国民生活にかかわる重要な問題として注目をしていく必要があると思っております。

町の近況につきましては、11月3日に行われましたまつり新宮は好天にも恵まれましたこともあり、昨年を大きく上回る来場者で、売り切れが続出するなど大変な盛況でありました。

11月23日の夜に行われました立花オールパワーズ主催のたちばな竹灯籠まつりや、新宮漁港で行われました島の漁師のいけま売りも盛況で、地域振興が良い方向に向かっていると感じているところでございます。

また、今回の補正予算にも計上させていただいておりますが、ふるさと納税事業につきましても、今のところ昨年を上回るペースで申し込みがあっており、この点につきましては、自主財源の確保とともに農水産業を初めといたします町内事業者の支援という観点でも非常に意義深いものがあると思っております。

来年4月には、新宮東中学校が開校し、新しい元号のもとで新しい新宮町がスタートすることになります。

今後も新宮町がますます発展するよう、議会の皆様の御協力をよろしくお願いをいたしたいと思っております。

それでは、本日提案いたしております議案は条例の改正5件、平成30年度補正予算6件、財産の取得、工事請負契約関係10件、町道路線の認定、外部規約協定等4件、計25議案、諸報告3件となっています。

よろしく御審議いただきまして、御議決くださいますようお願いを申し上げます、議会招集のあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（北崎 和博君） これより議案の審議に入ります。

日程第3. 第124号議案

○議長（北崎 和博君） 日程第3、第124号議案新宮町小中学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長（阿部 宏紀君） 第124号議案、新宮町小中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について。

理由といたしましては、平成31年4月予定の新宮町立新宮東中学校の開校に伴い、新宮町小

中学校設置条例の一部を改正するものでございます。

1 ページをご覧ください。

第2条を次のように改める。

第2条、中学校の件でございますが、新宮中学校相島分校の後に新宮東中学校、住所といたしましては新宮町大字三代1028番地でございます。

附則といたしまして、この条例は平成31年4月1日から施行するものでございます。

参考資料といたしまして、裏面に新旧対照表をつけておりますのでご覧ください。

以上でございます。

○議長（北崎 和博君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第124号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者9名、挙手しない者0名〕

○議長（北崎 和博君） 全員賛成と認め、第124号議案は原案のとおり可決されました。

日程第4. 第125号議案

○議長（北崎 和博君） 日程第4、第125号議案新宮町自治功労者推奨条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（中野 哲之君） 第125号議案、新宮町自治功労者推奨条例の一部を改正する条例の制定について御説明をいたします。

提案理由といたしまして、自治功労者を推奨するに当たり、その候補者の推奨条件を変更するため、当条例の一部を改正するものでございます。

1 ページをお願いいたします。

第2条の推奨の範囲について、町長及び議員の在職年数については変更はありませんが、副町長、教育長については、在職15年以上を8年以上に。

教育委員、選挙管理委員、監査委員、農業委員の行政委員及び行政区長は在職25年以上が20年以上となり、この20年以上の対象者に消防団長、副団長を加えております。

そして、別表第1として表を加えております。

第4条、在職年の通算については、11月1日を基準日に定め、在職年数を圧縮した部分の通算率を見直して、別表第2といたしております。

附則といたしまして、この改正条例の施行期日を平成31年4月1日とし、経過措置として改

正前の地方自治法に規定されておりました助役、収入役は新条例の第2条第1号に該当させることといたしております。

3ページ、4ページに新旧対照表を添付しておりますので御参照ください。

以上で説明を終わります。

○議長（北崎 和博君） 質疑を許可いたします。庵原議員。

○議員（5番 庵原 伸一君） 在職年数のところで、改正で副町長と教育長が15年から8年になっていますけど、大幅に改定になっている理由と、糟屋管内の状況が自治功労者、副町長、教育長どういうふうになっているか、わかったら教えてください。

○議長（北崎 和博君） 町長。

○町長（長崎 武利君） はい、特に以前、職員等もあったわけですが、それを改正されて職員等はなくなっておりました。

そういったことで、現在の自治功労者、また議会OB会から、現状では議員のみになるんじゃないかと。一般からも、やはり自治功労者をなるべく推奨しやすいような条例変更をするべきじゃないかという強い意見がありまして、今回このように副町長、教育長を町長と同じ8年にいたしました。

そしてほかの役職等を25年から20年にさせていただいております。

ほかの自治体につきましては総務課長のほうから説明させます。

○議長（北崎 和博君） 総務課長。

○総務課長（中野 哲之君） はい、他の自治体の部分については、現在まだ状況を把握しておりません。急ぎ調べて報告をしたいと思っております。

○議長（北崎 和博君） 庵原議員。

○議員（5番 庵原 伸一君） 他の自治体の分については全部は調べてきておりませんが、粕屋町と古賀市については、古賀市は副市長になりますけど教育長は改正前どおり15年以上というふうな形で、ほかの自治体は承認事項ということで、推奨条例とかいうことまで見当たりませんでしたので確認できておりませんが、そのまんま15年以上というふうな形になって、新宮町として、町長が言われたように大幅に変更になっておりますけど、ほかのところの近郊と合わせなくていいのかなど。

町長が言うように、OBのほうからそういういろんな意見等は言われたというのは承知しておりますけど、私は町長はやっぱり選挙で選ばれて審判を受けられるわけですけど、副町長と教育長は同じ8年というのがちょっとどうかなという感じはするんですけど、もう一度町長、このあたりの考え方をお尋ねします。

○議長（北崎 和博君） 町長。

○町長（長崎 武利君） 過去を振り返ってみますと、やはり副町長も8年、ずっとしている助役等がないような状況でございます。

そういったことで、また副町長、教育長は議会の議決もいる役職でもありますし、これがやはり2期していただくということは、それなりのやはり重要ポストでありますので、このように一般の方と、また今職員がもう全然、以前は職員30年以上とかっていうことがあったんですが、それを改正をされておりますので、特にこのようなことで条例改正させていただいております。

御理解よろしく願いいたします。

○議長（北崎 和博君） 総務課長。

○総務課長（中野 哲之君） はい、先ほどの庵原議員の質問で把握しておりませんということでしたが、調査を行っておりまして、糟屋1市7町のうち、15年以上副町長、副市長の推奨年数が15年以上としているのが、須恵町を除く6団体。

須恵町は12年、新宮町は今回15年を8年とさせていただくものです。

○議長（北崎 和博君） 庵原議員。

○議員（5番 庵原 伸一君） 私は悪いことってということではないですけど、やはり町長は皆さん方の審判を受けられて8年ってというのは、私は理解できるとですけど、副町長、教育長については今糟屋管内の分も言われましたように、12年とか15年とかいうふうな形で、余りにも15年が8年に緩和になっておりますので、悪いことはないとですけど、私も少しやっぱり差別化をつけてもよかったんじゃないかなっていうふうな考え方があるんですけど、そのような考え方がなかったのか、ちょっと町長にお尋ねします。

○議長（北崎 和博君） 町長。

○町長（長崎 武利君） はい、行政をつかさどっていく町長が責任を持つわけでございますけど、やはりこれは2期続けて副町長、教育長を続けるというのは大変なやはり役務でありまして、私はもう同等に扱っていただきたいというふうな考え方のもとに提案させていただいておりますので、よろしく御理解いただきますようお願い申し上げます。

○議長（北崎 和博君） よろしいですか。はい、庵原議員。

○議員（5番 庵原 伸一君） 今、教育長の任期、町長が2期と言われましたが、教育長の任期は1期3年だから結局、8年以上になると3期以上というふうな形になるわけですけど、そういうことも含めて、どうも余りにも15年が8年とか大幅になっているので、ほかの他市町の事例等も見ると、何か優遇しすぎかなという感じがしてならないとですけど、やっぱりこの2人のいろいろ検討されたわけですけども差別化というのはならなかったのかっていうふうに思いますけど、もう一度、最後、町長聞かしてください。

○議長（北崎 和博君） 町長。

○町長（長崎 武利君） はい、教育長につきましては、教育委員会法が改正されまして、現在任期3年ということになっておりますが、3期すれば9年になろうかと思えますけど、議員さんも15年といえ、やはり4期しなければできないということでありまして、そこを町長と同一にやはりそれだけの職務が非常に私は同等な職務責任を持ってやっていただいておりますので、そこを同等に考えておるわけでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（北崎 和博君） ほかに。ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 質疑を終了し、討論をしますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 討論を省略し、採決を行います。第125号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者9名、挙手しない者0名〕

○議長（北崎 和博君） 全員賛成と認め、第125号議案は原案のとおり可決されました。

日程第5. 第126号議案

○議長（北崎 和博君） 日程第5、第126号議案、新宮町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（森 一彦君） 第126号議案、新宮町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

理由としまして、下水道法第4条第2項の規定による事業計画に定められた区域を変更する福岡県知事との協議が整ったため、新宮町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正するもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により町議会の議決を求めるものでございます。

1ページをお願いいたします。

1ページに改正条文を提示しておりますが、2ページの参考資料として記載しております新旧対照表で御説明申し上げます。

2ページをお願いいたします。

平成31年度緑ヶ浜地区污水管渠築造工事終了予定に伴い、今後5年間の事業計画として第2条第6項中の排水区域面積を新設中学校ふれあいの丘公園区域約9ヘクタールと原上地区の一部区域約30ヘクタールの合計39ヘクタールを追加し、550ヘクタールとしております。

また、排水区域面積の拡大に伴い、第2条7項中、排水人口を930人増の27,730人に

改正しております。

第2条8項中の1日最大処理能力を改正前は12,660立方メートルとしておりましたが、今後、処理量の増加を見込み、中央浄化センターの汚水処理槽を現在の4地から5地に増設し、1,740立方メートル増の14,400立方メートルとすることとしております。

1ページにお戻りください。

附則として、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（北崎 和博君） 質疑を許可いたします。横大路議員。

○議員（9番 横大路 政之君） はい、今の説明の中でありました中央浄化センターの処理槽の増設の計画の件について説明がありましたのでお尋ねしますが、タイムスケジュールとして計画されているのは、どのような前提で計画、今現在なされているのか、説明をお願いします。

○議長（北崎 和博君） 上下水道課長。

○上下水道課長（森 一彦君） 今、私どもが見込んでるのは、33年度から設計業務に入りたいということで考えております。

本設計までに1年から2年程度かかりますので、それからまた着工して、また2年程度かかる予定としております。

36年ごろまでには完了させたいと思いますが、今の流入量を勘案しながら、それは前後する可能性があるかと思っております。

以上でございます。

○議長（北崎 和博君） 横大路議員。

○議員（9番 横大路 政之君） まさしく私はそれをお聞きしたかったんですが、要するに開発計画そのもの、今現在の開発計画そのもの以上に区画整理を含めて、いろんな計画があるわけですが、それがやっぱりスケジュールどおりに、もしくは先取りするような状況が出てくる可能性がある。

そうなるとやはりタイトなスケジュールで事業をやっていくといろんな問題が起こる可能性があるんで、もう少しやっぱり精査した下水の処理計画をやはり出していかないと、今の状態でいったら容量不足が起こりうる可能性が私はあるんじゃないかなと思って危惧しとるんですが、その辺は担当課として、もう少しやはりスケジュールを精査して問題がないようなスケジュールの組み方をぜひ、当然予算措置も必要になるわけですから、国・県の補助金も当然そこには計画の中に入るわけですから、計画をもう少し精査して、まずはスケジュールを御提示いただきたいというふうに思います。

○議長（北崎 和博君） 上下水道課長。

○上下水道課長（森 一彦君） はい、今、横大路議員が言われるとおり、私ども今のところは基本的には少ない数量で入ってきておりますが、今後また開発等の部分のところで増加する可能性がございますので、その辺のところを見きわめながら計画のほう進めさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（北崎 和博君） よろしいですか。ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第126号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者9名、挙手しない者0名〕

○議長（北崎 和博君） 全員賛成と認め、第126号議案は原案のとおり可決されました。

日程第6. 第127号議案

○議長（北崎 和博君） 日程第6、第127号議案、新宮町立学童保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。子育て支援課長。

○子育て支援課長（大原 稲子君） 第127号議案、新宮町立学童保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

提案理由といたしまして、新宮北小学校学童保育所に第4クラブを設置すること等に伴いまして、新宮町立学童保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正するもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により町議会の議決を求めるものでございます。

2ページをお願いいたします。

新旧対照表により御説明いたします。

改正前の定員等といたしまして、第1クラブから第3クラブまで5人以上40人以下を、改正後は5人以上60人以下としまして、新たに増設する第4クラブの定員を5人以上40人以下とするものです。

1ページをお願いいたします。

なお、附則といたしまして、この条例は平成31年4月1日から施行するとしております。

以上で説明を終わります

○議長（北崎 和博君） 質疑を許可いたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第127号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手する者9名、挙手しない者0名]

○議長（北崎 和博君） 全員賛成と認め、第127号議案は原案のとおり可決されました。

日程第7. 第128号議案

○議長（北崎 和博君） 日程第7、第128号議案新宮町水道事業の布設工事管理者及び水道技術管理者の資格等に関する条例及び新宮町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（中野 哲之君） 第128号議案、新宮町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例及び新宮町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

提案理由といたしまして、学校教育法が一部改正され、専門学校等の制度が設けられることに伴い、新宮町の二つの条例において資格要件を定めているものについて、その資格要件の基準となる政省令と同様の取り扱いをするため、所要の改正を行うものです。

1ページをお願いいたします。

この条例は二つの異なった条例を一つの条例で一括して改正いたします。

第1条として新宮町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部改正ですが、布設工事監督者の資格について、第4条第1項第3号中、「短期大学」の次に「（同法による専門職大学の前期課程を含む）」を加え、「卒業した後」の次に、「（同法による専門職大学の前期課程にあつては修了した後）」を加えるものでございます。

水道技術者の資格については、第5条第1項第2号、「卒業した後」の次に「（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）」を加え、「同項第3号に規定する学校を卒業した者」の次に「（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）」を加えるものでございます。

第2条として、新宮町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正ですが、放課後児童支援員の資格について、第11条第3項第5号に規定があり、「卒業した者」の次に「（当該学科または当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む）」を加えるものでございます。

附則といたしまして、施行期日を平成31年4月1日とするものでございます。

なお、2ページ、3ページに新旧対照表を添付いたしておりますので御参照ください。

以上で説明を終わります。

○議長（北崎 和博君） 質疑を許可いたします。ありませんか。

横大路議員。

○議員（9番 横大路 政之君） はい、もう単純にお尋ねします。今の改正によって、従来の対象者から枠として広がるんですか、それとも、もともと対象者であった名称を変更するんですか。その概略だけ説明してください。

○議長（北崎 和博君） 総務課長。

○総務課長（中野 哲之君） はい、枠として広がるものと考えております。

○議長（北崎 和博君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第128号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者9名、挙手しない者0名〕

○議長（北崎 和博君） 全員賛成と認め、第128号議案は原案のとおり可決されました。

○議長（北崎 和博君） 日程第8、第129号議案、平成30年度新宮町渡船事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。産業振興課長。

○産業振興課長（竹上 健君） 第129号議案、平成30年度新宮町渡船事業特別会計補正予算について説明をいたします。

歳出から説明をいたします。

10ページ、11ページをお願いします。

1款1項1目事務費のうち、2節給料9万7,000円。

3節職員手当等のうち、地域手当6,000円ですが、船員1名が機関長の資格を取得、昇級したことによる増額です。

通勤手当については、町外からの通勤算定切れの変更によるものです。

1款2項1目事業費のうち11節需要費のうち燃料費370万円ですが、今年度、世界的に原油価格が高騰しており、当初計上しておりました予算では不足することから増額をするものです。

13節委託料ですが、観光客が増加し、渡船乗り場が混雑してきたため、今年度から警備員による乗船整理を行っています。

しかし、4月、5月は来島者が特に多く、警備員配置を1人から2人に増員したこと。また、3月も多いことから23万2,000円増額するものです。

次に、戻りまして8ページ、9ページ。

歳入を説明いたします。

5款1項1目繰越金405万7,000円の増につきましては、収支調整となります。

以上で説明を終わります。

○議長（北崎 和博君） 質疑を許可いたします。庵原議員。

○議員（5番 庵原 伸一君） 燃料費370万円については高騰したってことですが、当初幾らぐらいでみてあった単価が、今幾らぐらいで入れてあるのかお尋ねします。

それと委託料ですが、1人から2人とか、3月に多くなるので増えましたとかいうことですが、もうちょっと具体的に1人が2人でずっといくのか、時期的なもので1人から2人をこういうふうなことで、増やすということで大体月額どういうふうな増え方になるのか、ちょっとそのあたりの詳細をお願いします。

○議長（北崎 和博君） 産業振興課長。

○産業振興課長（竹上 健君） はい、お答えします。燃料費につきましては、当初予算計上時ではリッター当たり80円で計上しておりました。

それが原油価格が上がったことによりまして、現在では93円となっております。

この計算で試算しましたところ、1月ぐらいでちょっと足りなくなるということが判明いたしましたので、今回計上させていただいております。

それと警備員ですけれども、議員御質問の中で言われましたように、配置につきましては4月、5月の季節的なものというふうになっております。

これはゴールデンウィークを挟みまして、気候も暑くもない、寒くもないというところで、土日のお客様がとても多くなりましたので、それまでは午前中は新宮漁港のほうで整理をさせていただいて、午後から向こうに渡っていただいて帰りのほうを整理させていただいていたんですけども、行きも帰りもどちらも多いということで、ちょっと移動ができなくなったということがありましたので、4月、5月につきましては、両方に1人ずつ配置して2人というふうにしております。

それ以外の夏とか秋につきましては、1人で対応できるというふうになっております。

それと3月ですけれども、3月は冬でそんなにないのかなっていうふうに私も最初思ってたんですけども、3月下旬は気候もだいぶよくなっておりまして、大体7月と同じぐらいの方が3月にちょっと前年度比較でいきますと来ておられますので、その時も恐らく連休もありますし、祝日もありますので多くなるということで、今回それを計上させていただいております。

以上です。

○議長（北崎 和博君） 庵原議員。

○議員（5番 庵原 伸一君） 燃料費については、来年の1月末までには予算上であるけど、2月、3月分の分が単価が上がって足りない。

13円の分を補うというふうなことで、よろしいですかね。

それと2点目の委託料については、今年の4月、5月が非常に忙しかったということで1人が2人ということと、来年の3月も多いであろうということで、その分をみた分が23万2,000円というふうな増額というふうなことでなっていると理解していいのかお尋ねします。

○議長（北崎 和博君） 産業振興課長。

○産業振興課長（竹上 健君） はい、お答えします。そのとおりでございます。

○議長（北崎 和博君） はい、庵原議員。

○議員（5番 庵原 伸一君） 委託料のほうですけども、何か今年の1月やら正月が非常に観光客が多いというふうなことで、臨時便で何か対応したというふうなことも聞いているように思うんですが、そういうふうなことも含めて3月だけ計上してありますけど、観光客が来年の1月、2月ぐらいにまた押し寄せてこられるということで臨時便とか、そういうふうなことの対応は今の現在の1人で十分だというふうにお考えになっているのか、お尋ねします。

○議長（北崎 和博君） 産業振興課長。

○産業振興課長（竹上 健君） はい、お答えします。昨年度の人数という形になりますけれども、昨年1月で9,078人の方が来てあります。

2月が7,877人ですけども、1年を通してこの2ヶ月が一番少ないというふうになっております。

海も荒れているということもありますし、年末年始やっぱり寒いということもありますので、この月については来られないというふうになるのではないかと考えています。

以上です。

○議長（北崎 和博君） よろしいですか。ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第129号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者9名、挙手しない者0名〕

○議長（北崎 和博君） 全員賛成と認め、第129号議案は原案のとおり可決されました。

日程第9. 第130号議案

○議長（北崎 和博君） 日程第9、第130号議案、平成30年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（尾田 繁男君） 第130号議案、平成30年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算について御説明いたします。

まずは歳出のほうから説明させていただきます。

10、11ページをお願いいたします。

2款2項1目一般被保険者高額療養費の増は、当初見込んでおりました月平均額の増によるものでございます。

特定財源といたしまして、県支出金3款1項1目1節普通交付金3,303万1,000円を充てるものです。

続きまして6款1項3目償還金につきましては、23節償還金利子及び割引料といたしまして、平成29年度療養給付費国庫負担金及び特定健診国庫負担金の精算による返還金となっております。

次に歳入について御説明いたします。

特定財源については、説明を省略させていただきます。

8、9ページをお願いいたします。

歳出の財源としまして、4款1項1目5節その他一般会計繰入金と、5款1項1目1節繰越金をそれぞれ充てるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（北崎 和博君） 質疑を許可いたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第130号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者9名、挙手しない者0名〕

○議長（北崎 和博君） 全員賛成と認め、第130号議案は原案のとおり可決されました。

○議長（北崎 和博君） 日程第10、第131号議案、平成30年度新宮町簡易水道事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（森 一彦君） 第131号議案、平成30年度新宮町簡易水道事業特別会計補正予算について御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

第1条で歳入歳出の予算の補正、第2条で地方債の補正を行うものでございます。

4ページをお願いいたします。

第2表地方債の補正、簡易水道事業債の限度額を460万円減額し、1,850万円とするものでございます。

次に歳出について御説明申し上げます。

10ページ、11ページをお願いいたします。

1款1項1目事業債の減4,000万円は、漏水対策として相島地区配水管布設替工事第3工区において、作業員不足等により2回の入札不調が発生したため、来年度に事業を追い送るものでございます。

したがいまして、特定財源として充てておりました3款1項1目1節の国県支出金であります簡易水道等施設整備補助金925万8,000円及び7款1項1目1節の簡易水道事業債460万円を減額しております。

次に歳入について御説明申し上げます。

8ページ、9ページをお願いいたします。

歳入につきましては、先ほど歳出で説明しました特定財源の減額と5款1項1目1節の前年度繰越金の確定に伴う48万1,000円の増、6款1項2目1節の消費税確定に伴う消費税還付金105万8,000円の減。

4款1項1目1節の一般会計繰入金2,556万5,000円の減で収支調整をしております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（北崎 和博君） 質疑を許可いたします。高木議員。

○議員（7番 高木 義輔君） 御質問いたします。入札不調の要因が作業員不足というなことでありましたが、これはずっと続くのでしょうか。その時期だけだったんですか。

そしたら、もう1回時期をおいてやるということも必要ではなかったか。

もう一つ、なぜ漏水のための施策であったと思いますが、漏水の量が今どういうふうな状況になってるのか、それが来年になってどんなふうになるのか。

経費節減ということを含めまして、そのために予算化されたんだろうと思いますんで、その辺を含めてお願いします。

○議長（北崎 和博君） 上下水道課長。

○上下水道課長（森 一彦君） はい、お答えします。工期と補助金等の関係で、9月、10月ごろに入札をさせていただいておるんですが、その部分のところで入札を実施し、また翌月にまた入札を実施したわけなんです、その部分のところで入札の辞退原因が作業員不足ということになっております。

その点を私ども詳細にちょっと調査させていただいておるところによりますと、福岡市等の水道事業が特段に多いと。

作業員が集まらないという状況の中で、今回入札不調が発生したというふうに考えております。

今後、来年度実施する予定にしておりますが、その部分についてはもう少し入札時期を早めるような努力をさせていただきたいと考えております。

また、先ほど漏水の件の部分のところで御質問ございましたが、漏水の部分については今現在ほとんど漏水は発生しておりません。

若干は発生しとるんですけど、前の老朽管の漏水という部分のところに大きな漏水ってのは発生しておりませんので、その部分については、管自体が老朽化しておりますので、なるべく早く取り替え工事を終わらせたいと考えております。

以上でございます。

○議長（北崎 和博君） 高木議員。

○議員（7番 高木 義輔君） はい、よくわかりました。それでは来年に向けて、よき時期にタイミングをはかって早急な対応をお願いします。

○議長（北崎 和博君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第131号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者9名、挙手しない者0名〕

○議長（北崎 和博君） 全員賛成と認め、第131号議案は原案のとおり可決されました。

日程第11. 第132号議案

○議長（北崎 和博君） 日程第11、第132号議案、平成30年度新宮町水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（森 一彦君） 第132号議案、平成30年度新宮町水道事業会計補正予算について御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出、第2条、平成30年度水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入の予算額を次のとおり補正するものでございます。

収入ですが、第1款水道事業収益、補正予算額3,801万4,000円を増額し、合計の7億7,935万7,000円とするものでございます。

資本的収入及び支出、第3条、予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正し、本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億1,162万1,000円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額670万6,000円、過年度分損益勘定留保資金2億491万5,000円で補てんするに改めるものでございます。

支出について、1款資本的支出、補正予算額27万4,000円を増額し、合計の4億3,99

3万7,000円とするものでございます。

4ページ、5ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出の収入について御説明申し上げます。

1款2項3目加入金の3,801万4,000円の増は、来年度竣工予定といたしておりました共同住宅等が見込みより早まったため増額補正するものでございます。

6ページ、7ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の支出について御説明申し上げます。

1款1項1目の量水器購入費27万4,000円の増ですが、収益的収入で説明しましたとおり、来年度竣工予定としておりました共同住宅等が見込みより早まったため、量水器購入費用を増額しております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（北崎 和博君） 質疑を許可いたします。横大路議員。

○議員（9番 横大路 政之君） はい、購入予定の量水器についてお尋ねをしたいと思います。

この量水器の業界というのは非常に大手の数社で寡占状態になっておるといような情報も聞くんですが、量水器自体の適正といいますか、新宮町が採用する量水器の規格とどうか、こういうものについての規定はあるんですか。

○議長（北崎 和博君） 上下水道課長。

○上下水道課長（森 一彦君） 現在のところは規定はございませんが、今までつけている部分のところの取替工事等がございますので、その部分のところに合わせた様式の中で、入札また見積もり等をいただいているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（北崎 和博君） 横大路議員。

○議員（9番 横大路 政之君） 量水器ですから、当然計量法の範疇で詳細な規定があると思うんですが、量水器そのものに対して、やはり採用する新宮町、水道事業者が、どういう規定のどいう量水器でないといけないという規定はやはり当然あるべきだろうというふうに思うんですよ。

だから計量検定をクリアしとるといのは大前提、問題はその後、結果的に私が聞いている話では、業界内で要はその大手数社、何社か僕も知りませんが、寡占状態になっておるその原因というのが、そこら辺の、その規格もしくは規定、こういうものがやはり原因となっておるといような話も聞くんですが、やはり採用条件としては大手であろうが中小であろうが一定の条件さえクリアすれば採用できるんですよっていうのが本来のあり方だろうというふうに思うんですよ。

ところがそういうふうな意図的なものが働いとるというようなこともちらほら聞きますので、その事実関係は私もわかりません。

要するにそういう情報があるという程度ですから、だから、まず採用する新宮町側がきちんと採用条件を、要するに計量検定をクリアしたもので、要はそのメーカーとかね、その業者の規模とかということではなくて、あくまでも一定の規定をきちんと設定しておくということが私は入札に際して一番大きな要素だろうというふうに思いますんで、先ほど課長の答弁ではさほどないような答弁をしていましたので、もう一度きちんと調査をして仕様についてはこういう仕様であることという入札条件を明確に設定をするように検討してください。

○議長（北崎 和博君） 上下水道課長。

○上下水道課長（森 一彦君） はい、私ども大手だけに入札をかけているわけではございませんで、すべての水道業者、入札関係の登録をされている業者に全件出しております。

その部分のところで幅等がやっぱり取替工事、計量検定法で8年に1回取り替えなければなりませんので、その部分のところで寸法に合うというのが大前提でございますので、それを外しますと相当費用がかかってきますので、それを前提とした規定、規則とか、そういうふうなところは今後検討しながら、その部分のところで入札等を実施していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（北崎 和博君） 横大路議員。

○議員（9番 横大路 政之君） 要するに、例えば水道管と接続するための規定、寸法があっておかないといけないというのは大前提の話。私が言っとるのは、あくまでもその計量器そのものの機能、仕様をどのように規定するのかという仕様の規定の仕方、これを明確にしてくださいねっていう意味ですから、寸法が合うっていうのは大前提の話ですからね。

○議長（北崎 和博君） 上下水道課長。

○上下水道課長（森 一彦君） 水道法の規定っていうのが水道法の中のもう大前提でございますので、その分については間違いなくそれに合わせるような形にとらせていただいております。

以上でございます。

○議長（北崎 和博君） 横大路議員。

○議員（9番 横大路 政之君） さっき答えたことは、何のことを言いましたか。

要するに僕が言いたいのは、計量法の規定に合致したものであれば、メーカーがどうであれね、きちんと採用できるという体制で入札をかけるというのが本来のあり方だろうというふうに私が言いよるわけで、業者の大小とかね、当然その仕様が伴わなければ対象外ですからね。

その仕様が明確になってるんですかっていうことを聞いとるだけです。

○議長（北崎 和博君） 上下水道課長。

○上下水道課長（森 一彦君） 計量法の部分のところの水量が間違っているとか、そういうことは絶対あり得ないと。

計量法の中で必ず計量検定を受けて、出荷してくださいということはされておりますので、その部分については間違いないと思っております。

あと長さが長いとか短いとか業者によってございますので、その部分については、今から先交換する場合に費用がかかってくる問題になりますので、その部分についてはきちっと合わせて、この長さ10センチとか15センチとかっていう部分がございまして、その部分については合わせてくださいという特記要項をつけております。

以上でございます。

○議長（北崎 和博君） よろしいですか。いいですか。はい。ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第132号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者9名、挙手しない者0名〕

○議長（北崎 和博君） 全員賛成と認め、第132号議案は原案のとおり可決されました。

日程第12. 第133号議案

○議長（北崎 和博君） 日程第12、第133号議案、平成30年度新宮町公共下水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（森 一彦君） 第133号議案、平成30年度新宮町下水道事業会計補正予算について御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出、第2条、平成30年度下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入ですが、第1款下水道事業収益、補正予算額8万円を増額し、合計の9億5,310万8,000円とするものでございます。

また支出において、第1款下水道事業費用、補正予算額711万1,000円を増額し、合計の9億1,514万7,000円とするものでございます。

資本的収入及び支出、第3条、予算第4条に定めた資本的支出の予定額については、第1款第1項の建設改良費の予算組み替えのため予定額の変更はございません。

次に、債務負担行為の補正ですが、第4条、予算第6条に定めた債務負担行為の予定額につい

て平成31年度の新宮中央浄化センターの維持管理委託料において、汚泥の排出汚泥量が予定量より多く見込まれるため129万3,000円増額し、3,298万9,000円とするものでございます。

次に、議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございます。

第5条、予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり補正するものでございます。

職員給与費19万2,000円を増額し、合計の5,992万1,000円とするものでございます。

6ページ、7ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出、支出を先に説明申し上げます。

1款1項1目管渠費の300万円の増は、陥没補修と下水道維持修繕工事の増加による工事請負費の補正をするものでございます。

1款1項3目中央処理区管理費の383万9,000円の増は、中央浄化センターの水処理施設の汚水処理膜が経年劣化により破損し始めたことから、取替補修工事等の工事請負費を補正計上しております。

1款1項4目の総係費の27万2,000円の増は、職員の扶養状況の変更に伴う関連手当等の人件費を補正するものでございます。

次に、収入の説明をいたします。

第1款2項2目補助金の8万円の増は、職員の扶養状況の変更に伴う児童手当補助金を補正するものでございます。

8ページ、9ページをお願いいたします。

資本的支出について説明いたします。

1款1項2目雨水管渠建設費の委託料578万4,000円の減は、夜白第2雨水幹線の改修事業における設計委託料の執行残によるものです。

また、補助金の増300万円の増と工事請負費の増849万2,000円の増は、浸水対策として実施する新宮北小学校北側の上府第1排水区築造工事を実施するに当たり、クレーン工事等により電柱の移設が必要となったため、補償金を増額しております。

また、事業の進捗を図るため工事請負費を増額しております。

1款1項4目ポンプ場建設改良費の委託料570万8,000円の減は、ストックマネジメント計画における新宮ポンプ場電気施設実施設計委託料の執行残によるものです。

なお、補助事業である執行残の金額は2目の雨水管路建設費の補償費工事請負費に全額充てて予算の組み替えをしております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（北崎 和博君） 質疑を許可いたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第133号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者9名、挙手しない者0名〕

○議長（北崎 和博君） 全員賛成と認め、第133号議案は原案のとおり可決されました。

ここで10時50分まで休憩いたします。

午前10時39分休憩

.....

午前10時50分再開

○議長（北崎 和博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第13、第134号議案

○議長（北崎 和博君） 日程第13、第134号議案平成30年度新宮町一般会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。政策経営課長。

○政策経営課長（太田 達也君） 第134号議案、平成30年度新宮町一般会計補正予算について御説明いたします。

1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正は、第1条記載のとおりでございます。

第2条、債務負担行為の補正、第3条、地方債の補正につきましては、4ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為補正は、追加及び変更としまして15の事項をあげております。

追加につきましては、新年度早期に対応できるよう今年度中に契約を締結する必要があるもの12件、指定管理者管理委託料の更新2件を計上しており、期間、限度額は記載のとおりでございます。

変更につきましては、図書館システム更新事業の限度額を増額するもので、補正前、補正後の期間、限度額は記載のとおりでございます。

第3表、地方債補正は、変更として1事業を計上しております。

補正前、補正後の限度額、起債の方法、利率、償還の方法については記載のとおりで、簡易水道事業特別会計において、配水管更新事業を本年度から来年度実施に変更したことに伴う簡易水道施設整備事業の限度額の減でございます。

それでは、歳出から説明をさせていただきます。

款を追いながらの説明の前に、人件費にかかわるものの説明をいたします。

職員の時間外勤務手当の増額、扶養状況等の変更に伴う関連手当の増減、非常勤職員賃金の増額を行っております。

では12、13ページをお願いいたします。

2款1項1目一般管理費、5節災害補償費は、9月で補正したもの以降の7月から10月分までを計上するもの、13節ふるさと納税事業委託料、14節公金システム使用料は、ふるさと納税が堅調に伸びているため計上するものでございます。

特定財源としまして、20款4項3目1節非常勤職員公務災害補償保険金2万2,000円を充当しております。

5目財産管理費、15節庁舎等改修工事費及び18節庁舎用備品購入費並びに7目電算管理費、15節電算施設改修工事費につきましては、平成31年度からの監査委員事務局体制強化に伴う監査委員室整備のため計上したものでございます。

8目交通安全対策費、8節普通免許証自主返納者報償費は、2年目となる当該事業の申請者が見込みより多いため、9節費用弁償及び普通旅費は、交通安全指導員の行事参加や職員の出張が見込みより多いため、19節チャイルドシート購入助成金は、当初の見込みより相談、申請が多く、予算が不足する見込みとなったため増額するものでございます。

14目諸費、11節修繕料は、防犯灯LED化事業が順調に進む一方で修繕対応分が見込みより多いため、15節安全安心見守りカメラ設置工事費は、人丸公園に設置しているカメラ1台が故障しており取り替えるため計上したものでございます。

14、15ページをお願いいたします。

3款1項1目社会福祉総務費、12節広報折込手数料は、福岡県しごと・くらし・困りごと相談チラシ配布のため計上するもの、23節臨時福祉給付金等給付事業費及び事務費補助金返還金並びにセーフティネット支援対策等事業費補助金返還金は、平成29年度分の返還金、28節国民健康保険特別会計繰出金は、一般会計から当該特別会計へ繰り出すものでございます。

2目福祉センター管理費、12節電話料金及び14節コピー使用料は、見込みより多かったため計上いたしております。

13節は、警備委託料から窓口等受付業務委託料に予算を組み替えたものでございます。

3目国民年金事務費、13節システム改修委託料は、国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料免除に係るシステム改修のため計上するもので、特定財源としまして14款3項2目1節国民年金事務委託金29万3,000円を充当しております。

4目老人福祉費は次のページになりますけれども、11節燃料費は見込みより多かったため、

修繕料は相島ふれあい館空調機修繕のため計上するものでございます。

13節デイサービス事業委託料及び20節家族介護支援用品給付費は、これまでの実績から予算が不足する見込みとなったため増額するもの、23節地域支援事業交付金返還金は、平成29年度分の返還金でございます。

6目重度障害者医療対策費、13節一般分保険請求書審査委託料及び20節重度障害者医療費は、これまでの実績から予算が不足する見込みとなったため増額するものでございます。

23節重度障害者医療費県補助金返還金は、平成29年度分の返還金でございます。

特定財源といたしまして、15款2項2目2節重度障害者医療費補助金364万4,000円を充当しております。

7目障害者福祉費、13節自立支援給付費等審査支払事務委託料、20節自立支援医療給付費、自立支援給付費、障害児自立支援給付費3,724万2,000円は、これまでの実績から予算が不足する見込みとなったため増額するものでございます。

23節償還金利子及び割引料につきましては、平成29年度分の国県支出金返還金でございます。

特定財源としまして、14款1項2目2節障害者福祉費負担金1,860万9,000円と15款1項2目2節同じく障害者福祉費負担金の930万4,000円を充てるものでございます。

18、19ページをお願いいたします。

2項1目児童福祉総務費及び2目母子福祉費の23節ひとり親家庭等日常生活支援事業費補助金返還金につきましては、平成29年度分の国県支出金返還金でございます。

3目児童福祉施設費、18節学童保育所用備品購入費は、新宮北小学校学童保育所第4クラブ用の電化製品等購入のためのもの、23節子ども・子育て支援交付金返還金及び放課後児童健全育成事業費県補助金返還金は、平成29年度分の返還金でございます。

4目シーオーレ新宮管理費、11節印刷製本費及び光熱水費は、見込みより多かったため計上するものでございます。

5目子ども医療対策費、23節子ども医療費県補助金返還金は、平成29年度分の返還金でございます。

6目ひとり親家庭医療対策費、20節ひとり親家庭等医療費は、これまでの実績から予算が不足する見込みとなったため増額するものでございます。

23節ひとり親家庭等医療費県補助金返還金は、平成29年度分の返還金です。

特定財源といたしまして、15款2項2目8節ひとり親家庭等医療費補助金70万円を充てるものでございます。

4款1項1目保健衛生総務費、28節簡易水道事業特別会計繰出金は、一般会計から当該特別

会計へ繰り出すものでございますけれども減額となっております。

特定財源としまして、21款1項1目1節簡易水道施設整備事業債460万円を減額し、充てるものでございます。

3目母子衛生費、23節子ども・子育て支援交付金返還金は、平成29年度分の返還金でございます。

20、21ページをお願いいたします。

4目未熟児医療対策費、23節未熟児養育医療費県負担金返還金は、平成29年度分の返還金です。

8款2項1目道路維持費、15節町道補修工事費は、JR新宮中央駅自由通路のガラスが9月の強風によりまして、ひび割れしているため取り替えるものでございます。

4項2目公園費は、ふれあいの丘公園整備に伴い水道利用加入金等が必要となったため、15節公園整備工事費を減額し、12節給水調査手数料及び17節水道利用加入金に組み替えるものでございます。

22、23ページをお願いいたします。

10款2項4目新宮小学校管理費、18節学校管理用備品購入費は、特別支援教室用教壇購入のため計上するものでございます。

6目相島小学校管理費、14節コピー使用料は、漁村留学に伴い児童数が増加したことによりコピーの使用が増えたため計上するものでございます。

8目新宮東小学校管理費、15節施設整備工事費は、体育館照明の不良分取り替えなどのためのものでございます。

10目新宮北小学校管理費、11節消耗品費は、児童数増加に対応するための児童用机・椅子購入のため、15節施設整備工事費は、体育館下PTA室などを教室として使用するためのものでございます。

24、25ページをお願いいたします。

3項2日本校管理費につきましては、給食室等改修事業に伴いまして11節食糧費は給食試作のため、12節火災保険料及び13節警備保障委託料は、給食室分の増額計上でございます。

15節施設整備工事費は、給食室ができたため電気の使用量が増えたことに伴い開閉器の容量もふやす必要が生じたため、PAS取替・キュービクル改造工事を実施するためのものでございます。

4目分校管理費、14節コピー使用料は、漁村留学に伴い生徒数が増加したことによりコピーの使用が増えたため計上するものでございます。

6目新設校建設費、11節食糧費は給食試作のため、印刷製本費は施設概要パンフレット作成

のため、光熱水費は来年3月までの電気、ガス、水道代のため、12節電話料金も来年3月まで、火災保険料は年間分の計上となります。

18節新設校用備品購入費は、部活動用などの備品購入のため計上するものでございます。

5項1目幼稚園総務費、23節子どものための教育・保育給付費負担金返還金は、平成29年度分の国県負担金返還金でございます。

26、27ページをお願いいたします。

4目新宮東幼稚園費、15節施設整備工事費は、受水槽の加圧給水ポンプが故障したため加圧給水ユニットごと取り替えるためのものでございます。

13款2項1目公営企業支出金、19節児童手当負担金は、公共下水道事業会計分の計上でございます。

次に、歳入の説明をいたします。

歳出説明時に特定財源の説明をしたものは除かせていただきます。

10、11ページをお願いいたします。

17款1項1目1節一般寄附金は、ふるさと納税に係る寄附金の増額でございます。

18款2項2目1節財政調整基金繰入金の減額で収支調整をさせていただいております。

説明は以上でございます。

○議長（北崎 和博君） 質疑を許可いたします。

まず、12、13ページの歳出から、すべて全部よろしいです。

横大路議員。

○議員（9番 横大路 政之君） はい、それではお尋ねします。12、13ページ。

先ほど説明の中にありました監査事務局の体制強化という計画ということで御説明ありましたが、その内容について確認をさせていただきたいと思うんですが、監査事務局の事務局職員の体制について、どのように計画されておるのか、今現在、議会事務局の職員が兼任してると思うんですが、新体制のもとで、どういう計画になってるのか御説明をいただきたいと思います。

○議長（北崎 和博君） 総務課長。

○総務課長（中野 哲之君） はい、監査事務局の来年度からの体制について御説明をさせていただきます。

監査事務局の職員を非常勤という形、週3日ないし4日で専属の職員を充てるというような体制であります。

以上です。

○議長（北崎 和博君） 横大路議員。

○議員（9番 横大路 政之君） はい、そうしますと、今現在の議会事務局の3人体制は専任の

議会事務局職員ということになるんですかね。

○議長（北崎 和博君） 総務課長。

○総務課長（中野 哲之君） はい、今回充てますのは事務的な部分での職員ということになりますので、決裁等は以前どおり現在の議会事務局長が行うと。

最初は今、監査事務局の職員が専属で1名おりますけども、監査の事務と議会事務局の事務を半々みたいな形でこなしているわけなんですけど、その新しく配置される職員が少ししずつ慣れてくれば、議会事務局のほうの事務を主に、職員は行っていくというような形になるかと思えます。以上です。

○議長（北崎 和博君） 横大路議員。

○議員（9番 横大路 政之君） はい、ここから先は町長にお尋ねしたほうがいいと思うんですが、要するに議会事務局の職員体制の強化というのは非常に大切なことだというふうに我々は思っています。

町長がどうお考えなるかは別としてですね。

そういった意味で兼任体制っていうのは非常に私としては、問題があるというよりは負荷が多いんじゃないかなというふうに思っていますし、せっかくそういう監査事務局の強化という趣旨で今回、予算計上されるのであれば、事務局体制も極力分離して議会事務局の強化という意味で事務局体制をもう一度、新年度からのスタートっていうのは無理にしても、将来的に完全分離を目指すことによって、それぞれの強化を目指していくべきじゃないかなというふうに思っています。

で、町長が議会が強化されるのはまずいということであればですね、当然ながら抵抗されるんですが、本来正しい姿っていうのは私は議会事務局、それから監査事務局のそれぞれがきちんと機能することが大切なことだと思っていますし、行政全般にとっては議会の能力が強化されるということは私は町にとっては大切なことだと思っていますので、将来的にどういう計画、もしくはどういうつもりで取り組んでいかれるのか、方針だけお答えいただきたいと思えます。

○議長（北崎 和博君） 町長。

○町長（長崎 武利君） はい、今現在、監査が業務が非常に以前と比べまして、定期監査等も非常に重厚になってきております。

そういう意味からしまして、やはり監査事務体制をやはり充実していかなければいけないということで、まず、今回、そういった監査事務の嘱託職員といいますか、そういったことを置いて、やっていきたいと。

ただ、監査専門じゃなくて、議会の仕事も兼ねて、時間が空いたときはやっていただくということで、当面は少し議会事務局のフォローになっていくんじゃないかなと思っておりますが、これから先は、やはり議会事務局と監査事務局は分離をして、やっていかなければいけないのかな

と。

その時期はちょっと今はっきりしませんけども、将来的にはそういうふうな状況になっていくんじゃないかなと思っております。

○議長（北崎 和博君） よろしいですか。ほかに。歳出全般ですね。

はい、庵原議員。

○議員（5番 庵原 伸一君） 12、13の運転免許自主返納者報償費が増えてますけど、見込みより多いってことですけど、当初の見込みよりどれくらい多くなったのか教えてください。

それと、チャイルドシート購入助成金も申請者が多いということですけど、当初の見込みより、どのような現状で行っているのかお伺いします。

それと人丸公園の取替工事ということですけど、これはいたずらとか何かされて壊れたのか、人丸公園のその分については、単に寿命がきたので替えるのか、そのあたりをお伺いします。

それと、15ページの福祉センターの分の警備委託料と窓口の業務委託料の組み替えですけど、福祉センターの警備委託はどんなふうになるのかお伺いします。

以上です。よろしくお願ひします。

○議長（北崎 和博君） 地域協働課長。

○地域協働課長（笠井 与志則君） はい、今、御質問の中の三つの部分、運転免許証返納者報償費とチャイルドシート購入助成金、それから安全安心見守りカメラ設置工事費について説明します。

まず、運転免許自主返納者報償費でございますけども、当初は、去年並みの60件程度というふうに見ておりましたけども、現在、既にもう40人を超えておまして、予算が足りないということで増額させていただいております。

次に、チャイルドシートでございますけども、これにつきましては、当初、10人ほどというふうに見ておりましたけども、現在もう9件申請がございますので補正させていただくと。

それから3番目の見守りカメラでございますが、人丸公園に付いておりますカメラでございますが、基本的にはいたずら等で壊れたわけございません。

経年劣化で全く映らなくなりましたので、1台を取り替えるようにしております。

以上です。

○議長（北崎 和博君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（桐島 光昭君） はい、お答えいたします。14、15ページ、3・1・2目、福祉センター管理費の13委託料の警備委託料から窓口等受付業務委託料に組み替えの件でございますけれども、窓口等業務の委託内容といたしましては土曜、日曜、職員がいないときの窓口の対応業務でございます。

現在これはシルバーさんをお願いする予定で組んでおりましたが、予算のときにはこれも含めて警備ということで、警備のほうに入れておったのをシルバーさんをお願いするのは基本的には窓口業務ということであろうということで、こういうふうな窓口業務という項目に新たに振り替えをさせていただいておるところでございます。

なお、警備につきましては、10月からは機械警備、センサー等による機械警備を入れておりますので、それはそれで別途契約をいたしているところでございます。

以上です。

○議長（北崎 和博君） はい、庵原議員。

○議員（5番 庵原 伸一君） 福祉センターの件については、私どもが聞いたのは、西日本警備とか何かが、委託とか何かで10月からされたということで聞いたもんですから、予算の組み替えの委託料の中で警備会社がなく、窓口業務委託をシルバー人材センターになったのかなというふうに考えたわけですけど、一応、今はもう管理人さんがおられないわけですけど、それで夜の、職員が帰った後はどういうふうな警備体制になっとうのかお伺いします。

○議長（北崎 和博君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（桐島 光昭君） はい、お答えいたします。夜も基本的に5時閉館でございますが、利用によっては10時までの許可を許しておるところでございます。

ボランティアの活動の中で10時まで会議等で使いたいというときは、5時以降は、平日の5時以降もシルバーさんのほうで窓口をお願いいたしておりまして、帰られるときに、機械警備をかけて帰ると。

ですので、平日も土曜、日曜もいわゆる人がいなくなったときは機械警備によって警備を行っている状況でございます。

次の日の朝、職員が参りましてその警備を解除して事務を始めるというふうなことになっております。

○議長（北崎 和博君） はい、庵原議員。

○議員（5番 庵原 伸一君） 福祉センターについては、私も水曜日、テニスしてますけど、何か業務があるとき、2人ほどおいでになってなりますけど、その方たちがシルバー人材センターから派遣されたというふうな形で福祉センターの管理をしてあるというような理解でしとっていいとですかね。

○議長（北崎 和博君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（桐島 光昭君） はい、平日の5時以降及び土曜、日曜について、窓口におられる方はシルバー人材センターの方でございます。

以上です。

○議長（北崎 和博君） よろしいですか。はい、ほかにございますか。

高木議員。

○議員（7番 高木 義輔君） お尋ねします。25ページの6目の18節の備品購入費の中身の中で御説明があったのが、部活用備品というふうなことでありましたが、総トータル、部活の備品については、全体で幾らくらいに、補正で1,500万になっておりますが。

どれぐらいになっておりますか。

○議長（北崎 和博君） 学校教育課長。

○学校教育課長（阿部 宏紀君） 現在のところ、部活動としましては、2,600万、2,700万ぐらいということになります。

以上です。

○議長（北崎 和博君） はい、高木議員。

○議員（7番 高木 義輔君） それではですね、ちょっと予算設定が、最初の予算設定、部活のですね、予算設定が全部で2,700万ということですね。

1,500万は別ですか、一緒にトータル、総額で2,700万ということで理解しとっていいんですか。補正をあげられているのは。

○議長（北崎 和博君） 学校教育課長。

○学校教育課長（阿部 宏紀君） 現在予算を持つてる部分もございますので、総トータルで今のところ2,700万というところでございます。

以上です。

○議長（北崎 和博君） 高木議員。

○議員（7番 高木 義輔君） ということは、補正が1,500万ということは非常にちょっと量としては多いなというふうに思いますんで、補正の量がですね。

是非、今後もこういうことが出てくるんでしょうけども、予算設定の時には少し精査してですね、余るって言ったら語弊ありますが、どういう体制とるかということで、予算設定については、きちっとしていただきたいなと思います。

特に新設中学校でございますんで、特に子供たち、そういう部活の面において不自由をさせるってことはいかんことでありますんで、是非、今後もですね、予算設定が甘かったなというふうに私は今説明の中で聞いておりますが、今後も来年度に向けて、新設するいろんな諸問題が出てくると思いますんで、それを含めて、もう一度しっかり精査をして体制を整えていただきたいというふうに思います。

○議長（北崎 和博君） 学校教育課長。

○学校教育課長（阿部 宏紀君） はい、議員おっしゃるとおりでございますが、新宮北小学校を

参考に、まあ、中学校でございましたので少し増額はして考えていたわけでございますが、中学校というのはどうしても部活動等もございまして、部活動等も、開校準備委員会の中で開設する部活動等も決めていきましたので、その辺が少し少ない状況であったということでございまして、今後はその辺も含めまして、しっかり精査しまして、執行していきたいと思っております。

以上です。

○議長（北崎 和博君） よろしいですか。ほかにごございますか。

はい、牧野議員。

○議員（11番 牧野 真紀子君） ちょっと1点だけお伺いいたします。先ほどのですね、この安全安心見守りカメラ、13ページなんですけれども、経年劣化で取り替えるということだったんですけれども、これは設置から一体何年経過しているのかちょっとお伺いします。

○議長（北崎 和博君） 地域協働課長。

○地域協働課長（笠井 与志則君） 人丸公園の分につきましては平成26年に設置しております。

○議長（北崎 和博君） はい、牧野議員。

○議員（11番 牧野 真紀子君） ということは30年で、4年ですよ。4年でこういうふうな形で劣化するという事は、中央駅なりに、カメラをほかにも設置している箇所があるんですけども、大体、耐用年数というんですか、大体4年か5年というふうに見とけばいいんでしょうか。ここが特別だったのか、ちょっとそういうところをちょっとお伺いします。

○議長（北崎 和博君） 地域協働課長。

○地域協働課長（笠井 与志則君） はい、お答えいたします。確かにちょっと、26年ですから少し早いかなという気がしますけども、やはり機械ものですから、まあ3年から5年ぐらいかなというふうになってます。

で、新宮町にはもう11基ございますので、随時、今から交換が出てくるのかなというふうには思っております。

以上です。

○議長（北崎 和博君） よろしいですか。いいですか。

はい、ほかにごございますか。はい。はい、横大路議員。

○議員（9番 横大路 政之君） ちょっとまとめて聞くのを忘れまして、冒頭に一件だけしか質問してなかったんで、すいませんがもう1回質問させてください。

別件です。

まず1点はですね、先月か先々月の町の広報、A c t i v e新宮だったと思うんですが、職員の給与等に関する広告が出されておりました。

その中で、職員の方の休職状況が報告されてる項目があったんですがね。

確か、私の記憶では4名が今現在休職されているということで記載されてました。

この方々っていうのは、当然、産休、育休の方も多分いらっしゃると思うんですが、それ以外の、要は体調不良で休職されている職員の方がいらっしゃるのかどうか、その状況を御説明いただきたいと、これが1点です。

もう1点はですね、先ほどから何度か質問出てます安全安心見守りカメラ、街頭カメラですね。

この件についてなんですが、要するに私は以前から街頭に防犯目的であれ、何であれ、カメラを付けることには非常に神経を使うべきだという主張をしてきましたし、今現在もその考えは変わっておりません。

で、ただ、ある以上は住民の皆様はどこにどういうカメラを設置してますということが、やはりきちんと私は知らされるべきだろうというふうに思うんですが、どこにそれが公表されてるのかちょっと私もよくわからないんですね、まず、公表されてるのかどうか、それから、今後どういうふうな運用をやっていくのか、例えば、民間が設置して、公道及び町の公園とかを管理しとる、例えば杜の宮が確かにそういう設備をされてるはずですよ。

ですから運用のあり方については、やはりもっともっと、神経を使ってやるべきじゃないかなというふうに私は思っています。

ですから、監視カメラにならないようにきちんとした運用基準、それから公表を私はすべきじゃないかなというふうに思ってますんで、その考え方について2点お尋ねをしたいと思います。

○議長（北崎 和博君） 総務課長。

○総務課長（中野 哲之君） はい、まず休職者について御説明をいたします。

休職者については現在の病気による休職者はゼロ名です。

○議長（北崎 和博君） 地域協働課長。

○地域協働課長（笠井 与志則君） はい、安全安心見守りカメラでございますけども、現在ついている箇所は、新宮駅前西口、東口、それから、中央公園のトイレの上についております。

それからアクアの上、それから人丸公園、それから、北小学校の通学路に一つ付いておりますけども、基本的には見守りカメラでございますので、何か事故が起きたりとか、そういうときにデータを取り出して見たり、あと警察等の協力依頼がきますと、それで提供したりということで今運用しております。

ただ、運用基準等っていうのが基本的にはございませんので、今おっしゃった内容につきましては検討させていただきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（北崎 和博君） 横大路議員。

○議員（9番 横大路 政之君） はい、休職者の件は結構でございます。

そのカメラの件については、先ほど申し上げましたように設置者が町以外であってもですね、公道であるとか、個人が自宅周辺を写すというんですか、ということに関してはね、これはちょっと別物としてですね、例えば、先ほども言いましたけど、杜の宮に設置されてる公園だとか、公道を撮影する、もしくは写すカメラ等については半ば公共性を前提とした設置だろうというふうに思いますので、公表の必要性が私はあると思っているんですね。

どこに設置された、ですから、ホームページなり、何なりできちんとやはり、どこそこに設置してますよということが、まず大前提、公表されるのが私は大前提だろうというふうに思いますんで、またカメラの効能を最大限発揮するのは、カメラがありますよということ公表することによって、防犯効果も期待できるわけですから、その辺の公表については、是非きちんと対応できる方法を検討していただきたいというふうに思います。

○議長（北崎 和博君） 地域協働課長。

○地域協働課長（笠井 与志則君） はい、確かにおっしゃるように抑止力になるということとでございますので、カメラの本来のあり方とかいうものは、しっかり検討していきたいというふうに思っております。

公表につきましても、今、御指摘がございましたようにホームページ等でもできますので、そういうところも検討していきたいというふうに思います。

○議長（北崎 和博君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） はい、ここで質疑を打ち切り、第134号議案は総務建設常任委員会に付託したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 異議がないので、第134号議案は総務建設常任委員会に付託いたします。

上畝地委員長よろしく願いいたします。

日程第14. 第135号議案

日程第15. 第136号議案

日程第16. 第137号議案

日程第17. 第138号議案

日程第18. 第139号議案

日程第19. 第140号議案

日程第20. 第141号議案

日程第21. 第142号議案

○議長（北崎 和博君） 日程第14、第135号議案、財産の取得について、新宮東中学校備品等購入教室用机、いす等を議題といたします。

なお、本議案から、日程第21、第142号議案までの8件は、新宮東中学校等の備品等の購入に係る議案でございますので、この8件は一括上程し、一括質疑を行った後、採決は議案ごとに行いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） それでは、第135号議案から第142号議案までの議案の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（中野 哲之君） 第135号議案から第142号議案まで、財産の取得について、新宮東中学校等備品等購入に係る8議案の説明を一括して行います。

提案理由は8議案とも、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

それでは、第135号議案から説明をさせていただきます。

新宮東中学校教室用机・椅子等について。下記のとおり、財産を取得するものでございます。

記といたしまして、取得財産は教室用机・椅子等を契約の方法は指名競争入札。

取得金額は775万8,720円、内消費税及び地方消費税額、57万4,720円、業者名は宗像市クリエイト1丁目4番5号、株式会社玉置宗像営業所、所長、熊谷良平。

納期は契約締結の日から平成31年3月11日まででございます。

1ページをお願いいたします。

(1) として入札結果表を添付いたしております。

6社を指名いたしましてご覧のような結果となっております。

(2) は今回購入する物品等の内容を記載しております。

以上で第135号議案の説明を終わります。

続きまして、第136号議案、給食用備品・消耗品について。下記のとおり財産を取得するものでございます。

記といたしまして取得財産は給食用備品・消耗品、契約の方法は指名競争入札。

取得金額は718万2,000円、内消費税及び地方消費税額、53万2,000円、業者名は福岡市博多区板付6丁目5番2号、株式会社アイホー九州支店、支店長、村田典之。

納期は契約締結の日から平成31年3月15日まででございます。

1ページをお願いいたします。

(1) として入札結果表を添付いたしております。

5社指名をいたしましてご覧のような結果となっております。

(2)は今回購入する物品等の内容を一部記載しております。

以上で、第136号議案の説明を終わります。

続きまして、第137号議案、事務用備品等について。下記のとおり財産を取得するものでございます。

記といたしまして、取得財産は事務用備品等、契約の方法は指名競争入札、取得金額は1,285万2,000円、うち消費税及び地方消費税額95万2,000円。

業者名は糟屋郡新宮町下府5丁目6番26号、有限会社誠文社、代表取締役、近藤良樹。

納期は契約締結の日から平成31年3月15日まででございます。

1ページをお願いいたします。

(1)として、入札結果表を添付いたしております。

6社指名をいたしましてご覧のような結果となっております。

(2)は今回購入する物品等の内容を一部記載しております。

以上で第137号議案の説明を終わります。

続きまして、第138号議案、吹奏楽部用品について。下記のとおり財産を取得するものでございます。

記といたしまして取得財産は吹奏楽部用品。

契約の方法は指名競争入札、取得金額は1,433万7,000円、うち消費税及び地方消費税額106万2,000円、業者名は福岡市早良区藤崎1丁目21番16号、株式会社日本楽芸社。

代表取締役、渡辺貫一郎。

納期は、契約締結の日から平成31年3月15日まででございます。

1ページをお願いいたします。

(1)として、入札結果表を添付いたしております。

6社指名をいたしましてご覧のような結果となっております。

(2)は今回購入する物品等の内容を一部記載しております。

以上で、第138号議案の説明を終わります。

続きまして、第139号議案、体育科教材・体育部用品について。下記のとおり財産を取得するものでございます。

記といたしまして取得財産は体育科教材・体育部用品。

契約の方法は指名競争入札。取得金額は1,284万1,200円、うち消費税及び地方消費税額95万1,200円。

業者名は糟屋郡新宮町新宮東2丁目16番30号、有限会社スポーツアム、代表取締役、福島

登。

納期は契約締結の日から平成31年3月15日まででございます。

1ページをお願いいたします。

(1)として入札結果表を添付いたしております。

6社指名をいたしましてご覧のような結果となっております。

(2)は今回購入する物品等の内容を一部記載しております。

以上で、第139号議案の説明を終わります。

続きまして第140号議案、ICT関連機器について。下記のとおり、財産を取得するものでございます。

記といたしまして取得財産は、ICT関連機器、契約の方法は指名競争入札。取得金額は2,341万80円。内消費税及び地方消費税額173万4,080円。

業者名は、福岡市博多区博多駅前2丁目19番24号、株式会社大塚商会九州支店、支店長、瀧場誠。

納期は契約締結の日から平成31年3月15日まででございます。

1ページをお願いいたします。

(1)として、入札結果表を添付いたしております。

6社の指名をいたしまして、ご覧のような結果となっております。

(2)は今回購入する物品等の内容を一部記載しております。

以上で、第140号議案の説明を終わります。

続きまして第141号議案、教科用教材について。下記のとおり、財産を取得するものでございます。

記といたしまして、取得財産は教科用教材。

契約の方法は指名競争入札、取得金額は4,104万円。内消費税及び地方消費税額304万円。

業者名は福岡市東区土井2丁目36番33号、有限会社佐藤教材、代表取締役、佐藤和幸。

納期は契約締結の日から平成31年3月20日まででございます。

1ページをお願いいたします。

(1)として入札結果表を添付いたしております。

8社指名をいたしましてご覧のような結果となっております。

(2)は今回購入する物品等の内容を一部記載しております。

最後に、第142号議案、給食用備品・消耗品について。下記のとおり財産を取得するものでございます。

記といたしまして、取得財産は給食用備品・消耗品契約の方法は指名競争入札。取得金額は、2,052万円。内消費税及び地方消費税額152万円。

業者名は福岡市博多区板付6丁目5番2号、株式会社アイホー九州支店、支店長、村田典之。納期は契約締結の日から平成31年2月の28日まででございます。

1ページをお願いいたします。

(1)として入札結果表を添付いたしております。

6社指名いたしましてご覧のような結果となっております。

(2)は、今回購入する物品等の内容を一部記載しております。

以上で第135号議案から142号議案までの新宮東中学校等備品購入に関する財産の取得についての8議案の一括説明を終わります。

○議長（北崎 和博君） 質疑を許可いたします。質疑の際は、議案番号を言ってください。

大牟田議員。

○議員（6番 大牟田 直人君） 第140号議案ですが、ICT関連機器を購入されるということですがけれども、ICT関連機器は生徒が使うものなのか、それとも教員が使うものなのかということをお教えください。

○議長（北崎 和博君） 学校教育課長。

○学校教育課長（阿部 宏紀君） はい、お答えします。児童生徒が使う分と教職員が使う分、全てでございます。

○議長（北崎 和博君） 大牟田議員。

○議員（6番 大牟田 直人君） よければ内訳をお教えいただけませんか。

○議長（北崎 和博君） 学校教育課長。

○学校教育課長（阿部 宏紀君） 生徒が使う分といたしましてはタブレット端末の41台、その他ノートPCに関しましては教職員用、デスクトップは図書館用等になっております。

ノートPCは教職員を29台ということでございます。

以上です。

○議長（北崎 和博君） よろしいですか。はい、他に。

横大路議員。

○議員（9番 横大路 政之君） はい、お尋ねします。まず、すべての議案に記載されてます、要するに、購入備品の概要については一部記載というような形で、要するに省略されたものがありますよという趣旨で記載されてるんですが、ここに記載されてる内容というのは、例えば数量とか単価が大きいものを選抜して書かれてるということで理解したらいいんでしょうか。

要するにその、例えば単価が小さいとか、数量が少ないとかいうものは省略してますよという

ことの理解でいいですかね。

○議長（北崎 和博君） 総務課長。

○総務課長（中野 哲之君） はい、お答えいたします。単価が高いものから主なものということで記載をされております。

○議長（北崎 和博君） 横大路議員。

○議員（9番 横大路 政之君） はい、そうしますとですね、それぞれの議案ごとに必要な備品が網羅されてるんだらうというふうに思うんですが、何が足りて足りないのかっていうのは私もよくわかりませんが、これを選別するときに関わった方々っていうのは、準備委員会の先生とか、要するに、関係者の方がお決めになったということでいいんですかね。

○議長（北崎 和博君） 学校教育課長。

○学校教育課長（阿部 宏紀君） はい、備品・消耗品につきましては各学校の中学校が特に主でございますが中学の先生方、特に教科・部活動いろいろございますのでですね、中学の先生と打ち合わせをさせていただきながら、開校準備委員会の中で決めた、専門部会の中で決めた部分もございまして、必要なものというところで上げていただいたものを分類ごとに分けまして、入札を行わせていただいております。

以上です。

○議長（北崎 和博君） 横大路議員。

○議員（9番 横大路 政之君） はい。それでは、そういう経緯からお尋ねをしたいと思いますんですが、わかるところ、わからないところがありますんで、私なりにクエスチョンマークをつけられるところだけお尋ねします。

というのはですね、まず、例えば、体育館に一般的に学校はピアノはありますよね。

ピアノ、このどこにもないように思うんですが、これどうなってるんですかね。

入ってれば、どこどこにありますという話をさせていただいていいんですが、ちょっと私は見る限りでは見つけきらなかった。

それともう一つはですね、第138号議案、吹奏楽部の楽器というくだりがあるんですが、一般的にですね、一般的にですよ、あくまでも。

一般的に大型の楽器を学校で揃えて、今ここに並んでる楽器っていうのは個人でね、今の親御さん非常に経済的にも恵まれた御家庭の方多いんで、親御さんが買い与える楽器でクラブ活動に参加するという生徒さんも増えてるんですね、今ね。

ですから、例えばここに記載されてますクラリネットとかフルートとかっていうのは個人持ちで活動する方、結構いるんですよ。

ところが、大型の楽器はね、なかなか買えない。

ましては、そんなもん買う必要性をやっぱり感じないっていう方も多くて、大型の楽器を備品で揃えてというようなことが一般的だと思うんですが、ここにはその大型楽器はほとんどないんです。

これでは、成り立たないじゃないかなと思うんですが、既存の中学校から異動するということなんですかね、その辺をちょっとお聞かせください。

○議長（北崎 和博君） 学校教育課長。

○学校教育課長（阿部 宏紀君） まず体育館と音楽室等のピアノに関しましては別途入札を行っております。

入札納期までにありますので、これは金額がですね、この議会の議決を要しないというところでございますので、先に入札はもう終わっております。

それから、先ほど言われました吹奏楽の用品に関しましては、大・中・小とあったんですけど、今、最低限で組める範囲の部分でここで要求しております、それから各個人が持ってということでございますが、いろんな御家庭がございますので、用品に関しましては新宮中学校も全て準備にさせていただいておりますので、新設中学校に関しましても揃えておくということ。

今のところ、これ最低限の吹奏楽ができる用品を上げさせていただいて、入札にかけさせていただいてるところでございます。

以上です。

○議長（北崎 和博君） 横大路議員。

○議員（9番 横大路 政之君） ピアノはわかりました。非常に、たまたま私が過去やってたからこだわるような話で申しわけないんですけど、こんな楽器を並べてね、これでやんなさいというのはね、余りにもひどいんじゃないかなと思って僕見てたんですよ。

どんな楽器がどの程度必要なのかっていうのは今の段階で私も断言はできませんけど、少なくとも子供たちが、例えば、今現在新宮中学校で吹奏楽をやっている子供さん達が、新しい中学校に異動したら何だこんだけしかないのかっていうレベルですよ。

だから、どの程度用意するのかっていうのは、その判断基準もあるわけじゃありませんので、やはり例えばその補正対応するなり、当初予算で対応するなりしながらでも、やはり子供さんたちが一生懸命今までやってきたことは継続できない備品ではね、余りにもかわいそうだろうというふうに思いますんで、相応の対応・方法については、これでやれるというね、先ほど課長ありましたけど、はっきり言います。やれませんか、これ。

とてもじゃないけど、吹奏楽という分野で言えばですね。

こだわって言うわけじゃないんですが、そういった意味で、備品については足りないぐらいでスタートして買い足していくのが一番無駄はないわけですけど、そのところは、ぜひ今後ね、

スタートした段階で子供さんたちが不自由しないような環境整備は努めていただきたいなというふうに思っています。

以上です。

○議長（北崎 和博君） はい、学校教育課長。

○学校教育課長（阿部 宏紀君） ここに一部しか載っておりませんが、45項目に関しまして備品を購入するようにしておりますので、これで十分というところが実際に始めてみなければわからない部分もございますので、来年度の予算であつたりとかいうところで、ある程度対応していかなければいけない部分もあるのかなというふうに思っております。

必要な最低限、吹奏楽ができるような形の部分は、揃えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（北崎 和博君） これは一部のみやから、まだあるんじゃないですか。

はい、横大路議員。

○議員（9番 横大路 政之君） そのためにわざわざ聞いたんですよね。

要するに大きいものから順番に記載されてるんでしょって確認したじゃないですか。

課長、聞いていますか。

大きいものから順番に記載されているんでしょって、高額のもの、大きいもの。

しかし、それはここには一切入ってないんですよって。

だから、私聞いたんです。だから、その40何項目で小さなトライアングルか何か知らんけど、そういうのはあるかもしれんです。

だから、要するに、実際に子供さんたちが活動するに当たって、どの程度、最初は我慢してくださいねっていう話なら、それはそれで子供さんたちに説明せないかんと思うんですよ。

そのことを私は言つとるんで、要するにこれで揃えてますよって断言されたら、それは違いますよ、話は多分。そのことを私、申し上げているんです。

○議長（北崎 和博君） 学校教育課長。

○学校教育課長（阿部 宏紀君） こちらには今、金額の大きい部分といいますか、個数かけ金額の大きい順に入っておりますので、この中にこちらにも入っておりません、フォルンであつたりとかドラムセットであつたりとか、その他の部分も揃えております。

これで最小限度の吹奏楽ができるという部分は揃えておりますので、この様式でできるというふうには考えております。

○議長（北崎 和博君） また、文教生活委員会をお願いします。はい、ほかにもございますか。

はい、庵原議員。

○議員（5番 庵原 伸一君） ちょっとお尋ねします。入札の概要の中で、非常に端数がついた形になっておりますけど、仮に机とかいうのは592台とかいうような端数がついてはいますけど、592台を買うということであれば足りるのか、予備をみてあるのか、買うにあたってある程度見れば、例えば595台とか何かそういうふうな形とかなんかがいいかなと思いますけど、全般的に41台とか端数をずっとつけてありますけど、それはもう完全に予備とかはない、いわゆる592台という端数がついてはおりますけど、その備品等とかいうのをそろえれば、十分足りるというのか、もうきっちり余裕なくそういうような形で、教室等の運営をできるのか、そのあたりの取得の関係についてどういうふうになっているのかお尋ねします。

○議長（北崎 和博君） 学校教育課長。

○学校教育課長（阿部 宏紀君） 41というのは、40人プラス先生ということで41となりますので、その積み上げ結果というふうにはなっておりますので、端数って言われますと、切りのいい数字ではございませんが必要数ということで上げさせていただいております。

○議長（北崎 和博君） よろしいですか。はい、ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） はい。それでは、質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

まず初めに第135号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者9名、挙手しない者0名〕

○議長（北崎 和博君） 全員賛成と認め、第135号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第136号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者9名、挙手しない者0名〕

○議長（北崎 和博君） 全員賛成と認め、第136号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第137号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者9名、挙手しない者0名〕

○議長（北崎 和博君） 全員賛成と認め、第137号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第138号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者9名、挙手しない者0名〕

○議長（北崎 和博君） 全員賛成と認め第138号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第139号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者9名、挙手しない者0名〕

○議長（北崎 和博君） 全員賛成と認め、第139号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第140号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者9名、挙手しない者0名〕

○議長（北崎 和博君） 全員賛成と認め、第140号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第141号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手する者9名、挙手しない者0名]

○議長（北崎 和博君） 全員賛成と認め、第141号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第142号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手する者9名、挙手しない者0名]

○議長（北崎 和博君） 全員賛成と認め、第142号議案は原案のとおり可決されました。

日程第22. 第143号議案

○議長（北崎 和博君） 日程第22、第143号議案財産の取得に関する契約内容の変更について新宮町消防団第10分団積載車更新を議題といたします。

議案の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（中野 哲之君） 第143号議案、財産の取得に関する契約内容の変更について、新宮町消防団第10分団積載車更新について、下記のとおり契約内容の一部を変更するものでございます。

記といたしまして、納期、平成31年2月28日から平成31年3月22日までに延長変更されるものでございます。

理由といたしまして、納期を変更する必要が生じたので、変更契約を締結するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により町議会の議決を求めるものでございます。

1ページをお願いいたします。

具体的な変更理由を記載しております。

新宮町消防団第10分団積載車については、日産自動車株式会社製のシャーシーを使用する予定にしておりましたが、本年各地では発生いたしました災害の影響によりシャーシーの納期が遅れており、当該積載車の製作工程が大幅に遅れたことから、納入期限を変更するものです。

(2)の契約の概要につきましては記載のとおりでございます。

以上で、議案の説明を終わります。

○議長（北崎 和博君） 質疑を許可いたします。庵原議員。

○議員（5番 庵原 伸一君） 日産自動車ですけど、昨年も消防ポンプ購入に当たって日産の自動車を購入されてあって、非常に納期が遅れたように思いますけど、今回も日産自動車ですけど、シャーシーが遅れたっていうのは、同じようなところに発注をされて遅れたのか。

同じような日産自動車になっていますので、そのあたりはどういうふうなことから、確認されて

いるかどうかお伺いします。

○議長（北崎 和博君） 地域協働課長。

○地域協働課長（笠井 与志則君） はい、お答えいたします。まず、日産の自動車、去年は11分団に納車させていただいた車の件だろうと思いますけども、この件につきましては、日産の会社内で検査の方法が一部不正があったということで、体制のやり直しということで遅れております。

今年の遅れは、ここにも書いてますように各地の災害が遅れまして、自動車を組み立てるための部品が調達できないという理由で遅れております。

質問の趣旨としては、多分、何で日産自動車かっていう話だろうと思いますけども、これは3.5トン未満の積載車をつくるということで日産の自動車を選別させていただいております。

以上です。

○議長（北崎 和博君） よろしいですか。ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第143号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者9名、挙手しない者0名〕

○議長（北崎 和博君） 全員賛成と認め、第143号議案は原案のとおり可決されました。

日程第23. 第144号議案

○議長（北崎 和博君） 日程第23、第144号議案工事請負契約の変更について、新宮ふれあいの丘公園グラウンドA整備工事(第3工区)を議題といたします。

議案の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（中野 哲之君） 第144号議案、工事請負契約の変更について、新宮ふれあいの丘公園グラウンドA整備工事(第3工区)について、下記のとおり工事請負契約の一部を変更するものでございます。

記といたしまして、契約金額、変更後の金額を1億5,525万8,640円に変更するものでございます。変更前が1億4,580万円でしたので、945万8,640円の増額となっております。

理由といたしまして、設計変更により工事請負契約の内容を変更する必要が生じたので、変更契約を締結するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により町議会の議決を求めるものでございます。

1ページをお願いいたします。

参考資料（１）としまして、具体的な変更理由を記載しております。

本工事の舗装工についてグラウンド側溝の外側は発生残土で埋め戻すだけの計画でしたが、維持管理の観点からグラウンド部と同様の防じん防草機能を有するクレイ舗装に変更して施工すること及び足洗い場を追加して施工することにより工事費を増額するものです。

○議長（北崎 和博君） １２時になりましたけども、このまま会議を続けます。

○総務課長（中野 哲之君） （２）の契約の概要につきましては、記載のとおりでございます。

以上で議案の説明を終わります。

○議長（北崎 和博君） 質疑を許可いたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第１４４号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者９名、挙手しない者０名〕

○議長（北崎 和博君） 全員賛成と認め、第１４４号議案は原案のとおり可決されました。

日程第２４．第１４５号議案

○議長（北崎 和博君） 日程第２４、第１４５号議案町道路線の認定について、鳥取線を議題といたします。

議案の説明を求めます。都市整備課長。

第１４５号議案、町道路線の認定について、次のように町道路線を認定する。

路線番号６５６、路線名、鳥取線、起点、新宮町夜臼二丁目５６番２地先から終点、新宮町夜臼二丁目２８番４地先となります。

次のページ、１ページをご覧ください。

参考資料といたしまして位置図、その裏に路線図をつけております。

こちらの路線はＪＲ鹿児島本線の高架下の道路が通行止めになることに伴い、新たに道路を整備するにあたり、町道の認定を求めるもので、認定路線は町道の認定基準に適合しています。

以上で説明を終わります。

○議長（北崎 和博君） 質疑を許可いたします。ありませんか。

横大路議員。

○議員（９番 横大路 政之君） ちょっと、お尋ねしたいんですけど、今の説明の中で、高架下が通行止めになるって、どこのことをされてるのかちょっとよくわからないんで、もう一度御説明いただきたいんですけど、それとですね、ここはもともと歩道として利用されてたと思うんですが、当時ですね、いつかはちょっと私も時期は忘れましたが一部民地を借り上げて、歩道に使

ってたような経緯があるんじゃないかと思うんですが、要するにその用地がね、どうなったのか、もし違ってれば、もちろん訂正していただいているんですが、私の記憶ではそういうふうに記憶してるんですが、それともう1点はですね、これは幅員2メートルということであればもう当然歩道としか使えないと思うんですが、その前提での話ということでもいいんですかね。

以上お尋ねします。

○議長（北崎 和博君） 都市整備課長。

○都市整備課長（本田 陽一郎君） はい、お答えいたします。こちらのJ R高架下の道路、こちらが町道八千町2号線という道路になっておりまして、J R高架下の部分が水路の併用の歩道形態になっております。

こちらのほうが雨水の流下断面が足りないということの中から、上下水道課の方でJ Rの方と協定を結びまして、水路改良工事が行われるにあたり歩道部分が廃止になるということに伴いまして、今回、新たな道路として鳥取線の認定を求めるものでございます。

先ほど横大路議員がおっしゃってございました一部路線について、J R用地を借地、まだ現在も借地して、路線も今回の町道路線の中に一緒に含んだ形となっております。

それと、幅員が2メートルということですので、おっしゃいますように歩道専用と一部の区間については、踏切側のほうの路線になるんですけど、こちら民家もありますので、そちらのほうについては、車道の通行も利用するような形になるようなことになっております。以上です。

○議長（北崎 和博君） よろしいですか。ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） ここで質疑を打ち切り、第145号議案は総務建設常任委員会に付託したいと思いますが異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 異議がないので、第145号議案は総務建設常任委員会に付託いたします。

上畝地委員長よろしく願いいたします。

日程第25. 第146号議案

○議長（北崎 和博君） 日程第25号、第146号議案、町道路線の認定について、野入2号支線を議題といたします。

議案の説明を求めます。都市整備課長。

○都市整備課長（本田 陽一郎君） はい。第146号議案、町道路線の認定について御説明します。

路線番号657、路線名、野入2号支線、起点、新宮町夜臼一丁目202番14地先から終点、新宮町夜臼一丁目202番12地先となります。

次のページをご覧ください。

参考資料といたしまして位置図、その裏面に路線図をつけております。

こちらの路線については民間開発の造成工事により整備された道路ですが、開発工事で帰属を受ける路線について認定を求めるもので、認定路線は町道の認定基準に適合しています。

以上で説明終わります。

○議長（北崎 和博君） 質疑を許可いたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） ここで質疑を打ち切り、第146号議案は総務建設常任委員会に付託したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 異議がないので、第146号議案は総務建設常任委員会に付託いたします。

上畝地委員長よろしく願いいたします。

日程第26. 第147号議案

○議長（北崎 和博君） 日程第26第147号議案、新宮町指定金融機関の指定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。会計課長。

○会計課長末永 富士美君） 第147号議案、新宮町指定金融機関について御説明いたします。

指定金融機関を下記のとおり指定するものでございます。

1、金融機関の名称、株式会社西日本シティ銀行、2、指定年月日は2019年7月1日からでございます。

理由といたしましては、これまで本町の指定金融機関を西日本シティ銀行と粕屋農業協同組合の二つの金融機関で、3年ごとの交代制で指定しておりましたが、そのうち、粕屋農業協同組合より、指定金融機関の辞退申し入れがございましたので、次回の交代時期であります、2019年7月1日からは、交代制を取らず、西日本シティ銀行一行を指定金融機関に指定するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（北崎 和博君） 質疑を許可いたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第147号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手する者9名、挙手しない者0名]

○議長（北崎 和博君） 全員賛成と認め、第147号議案は原案のとおり可決されました。

日程第27. 第148号議案

○議長（北崎 和博君） 日程第27、第148号議案、新宮町立学童保育所の指定管理者の指定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。子育て支援課長。

○子育て支援課長（大原 稲子君） 第148号議案、新宮町立学童保育所の指定管理者の指定について御説明いたします。

1、施設の名称、新宮町立学童保育所。

2、指定候補者、所在地、福岡市博多区上呉服町10番10号、呉服町ビジネスセンター5階、名称及び代表者、株式会社テノ．サポート、代表取締役、池内比呂子。

指定の期間に2019年4月1日から2024年3月31日まで。

理由といたしまして、新宮町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第6条第1項の規定に基づき、新宮町立学童保育所の指定管理者を指定するにあたり、地方自治法第244条の2第6項の規定により町議会の議決を求めるものでございます。

参考資料といたしまして、新宮町立学童保育所指定管理候補者の選定結果の概要を添付しております。

1ページをお願いいたします。

選定に当たりまして、7名の委員で構成します新宮町学童保育所指定管理者選定検討委員会におきまして審査を行ったわけですが、3団体からの応募があり、書類審査の後、プレゼンテーション及びヒアリング審査を実施した結果、以下の指定管理候補者を最適と判断し選定いたしました。

6の選定理由ですが、株式会社テノ．サポートは施設の設置理念や課題の理解度、施設の管理体制や利用者の必要とする運営体制などの項目について、他団体より高い評価となっており、安定した管理運営が期待できる総合的に優れた提案であったこと。

また、平成21年度より当町の学童保育所の指定管理者としてこれまで特段の問題もなく、管理運営を行ってきており、町内在住のスタッフの雇用の継続も期待できることから、指定管理候補者とすることにいたしております。

以上で説明を終わります。

○議長（北崎 和博君） 質疑を許可いたします。

庵原議員。

○議員（5番 庵原 伸一君） お尋ねします。指定管理料の上限額の年額6,700万円になってますけど、来年10月から消費税変わりますけども、年額というのは消費税が上がっても変わらないのか、お尋ねします。

○議長（北崎 和博君） 子育て支援課長。

指定管理料の上限額としまして、あくまでも上限額ですので、消費税を含んだ額ということで設定させていただいております。

増税後の額ということで設定させていただいております。以上です。

○議長（北崎 和博君） いいですか。はい、ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第148号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者9名、挙手しない者0名〕

○議長（北崎 和博君） 全員賛成と認め、第148号議案は原案のとおり可決されました。

日程第28. 報告第24号

○議長（北崎 和博君） 日程第28、報告第24号、専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項、損害賠償額の決定及び和解についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。産業振興課長。

○産業振興課長（竹上 健君） 報告第24号、専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものです。

次のページ、1ページをお願いします。

専決第11号、専決処分書。平成30年10月21日に渡船船内において発生した船員が乗船客の手回り品を取り扱った際に、釣り竿の先端部が損傷した事故について、これに対する損害を下記のとおり賠償し、和解するものです。

1、損害賠償額2万円。

2、損害賠償及び和解の相手方、次の2ページに住所、氏名を記載しておりますので御参照ください。

3、和解の条件、本件に関して上記に定める賠償以外に債権のないことを確認し、双方とも一切異議なく和解するものです。

以上で説明終わります。

○議長（北崎 和博君） 質問を許可いたします。

横大路議員。

○議員（9番 横大路 政之君） はい、今回の損害が発生した原因についてなんですが、要するに船員さんが取り扱うに至った経緯っていいですか、要するにその過失、例えばその踏みつけたとか、故意はないにしてもですね、何がしかの過失があってやったものなのか、それともどういう経緯で発生したのか、状況っていうのはもう当然把握されてると思うんですが、その辺についての御説明をいただきたいと、それともう一つは、こういうことが賠償の対象になるのであればですね、船員さんがどういうふうな対応するのがいいのかという、言ってみればマニュアルですね。

これをやはりきちんとマニュアルをつくってですね、要は、乗降客のものについては触らないというような方法のほうがいいんじゃないかなと私は思うんですが、今後についてどのようにお考えなのか、それをお尋ねしたいと思います。

○議長（北崎 和博君） 産業振興課長。

○産業振興課長（竹上 健君） はい、お答えします。今回の賠償に至った原因といたしましては、実はこの時が渡船の点検の時期でありまして、代船が来ておりました。

「たいよう」という、200人が乗れる大型なんですけども、こちらのほうにつきましては、旅客船専用ということもありまして渡船しんぐうと違ひまして、荷物置場というのはございません。しんぐうは船尾のほうに専用の荷室があるんですけれども、普段はそちらのほうにお客様が持ってきた荷物を自分で入れていただいたりしておられます。

こちらのたいようにつきましてはそれはございませんので、船室内に左舷右舷それぞれ1カ所ずつに場所を設けまして、荷物をそこ置いていただいております。

出航する際に、船員のほうがちょっと支障があったか、整理をするかっていうことがありまして、その釣竿をちょっと動かしてるときに先端部が船室のところに当たってしまったというのが、今回の賠償に至った原因になっております。

代船になりまして1週間以内の間の事故でありましたので、その感覚的なものがちょっと慣れてなかったのかもしれないんですけども、議員が言われましたように、対応についてちゃんとしたマニュアルがあれば、取り扱いにつきましてもマニュアルがあれば、確かによかったと思います。

それは今現在ございませんので、それについては、今まで口頭では話しておったんですけども、改めて文書化するような形で対応していきたいと思っております。

それと、この今回の事故だけではございませんけれども、お客様に対する対応とか、いわゆる

接遇ですね、それについてもこれまでも随時話しはしておりますので、今後はこういうことがないようにですね、改めて進めていきたいと思えます。

以上です。

○議長（北崎 和博君） よろしいですか。ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） はい、質問を終わります。

日程第29、報告第25号

○議長（北崎 和博君） 日程第29、報告第25号、新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（中野 哲之君） 報告第25号、新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告について御説明を申し上げます。

新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告に関する条例第2条の規定により、新宮町議会の議決事件に該当しない契約について議会に報告するものでございます。

1ページをお願いいたします。

1ページから5ページまで、それぞれの契約ごとの明細を載せております。

平成30年8月1日から平成30年10月31日まで予定価格が130万円以上の工事または製造の請負契約に関するものは一般会計で14件、特別会計で3件、水道事業・公共下水道事業会計で13件ございました。

また、50万円以上の委託契約につきましては、一般会計で14件、特別会計はございません。水道事業会計、公共下水道事業会計で3件ございました。

参考資料として入札結果表を添付いたしております。御参照ください。

以上で説明を終わります。

○議長（北崎 和博君） 質問を許可いたします。

庵原議員。

○議員（5番 庵原 伸一君） この参考資料のほうで聞いていいですか、これの17ページ。

ふれあいの丘公園の多目的屋内施設の業務委託ですけど、当初、契約金額が788万4,000円やったのが、変更後で1,048万6,000と大幅に増額になってますけど、この大幅に変更になった内容がわかっただらお願いします。

○議長（北崎 和博君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（桐島 光昭君） はい、お答えいたします。当初の委託内容といたしましては建

築物に係る実施設計のみを予定いたしておりましたが、今回この施設を福祉避難所等にも使用することとなりましたので、福祉避難所として施工するために、駐車場等もそれに即した考えのものの駐車場設計を行うということで、当初駐車場は普通に設計する予定でしたが、そういったものを加味した設計にすることで、建物の設計者と一緒に併せて設計していただいたほうが不便なく、建築ができるのではないかとということで、そういったものを追加いたしまして、増額の変更契約となっております。

以上です。

○議長（北崎 和博君） よろしいですか。ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） はい、質問を終わります。

日程第30. 報告第26号

○議長（北崎 和博君） 日程第30、報告第26号、例月出納検査結果報告についてが提出されております。

質問があれば監査委員にお尋ねください。

ございますか。はい、庵原議員。

○議員（5番 庵原 伸一君） 監査委員さんの定期監査の結果で、四つぐらいいろいろ指摘がっておりますけど、1点目の住民サービスの向上及び時間外勤務の解消を図るため、職員定数の見直し検討をされたいということで、非常に時間外勤務というのが多かったと思いますけど、これはどの課が極端に多かったかっていうのがわかったら教えてください。

2点目の町有財産の適正な管理に当たり、賃借地（無償含む）に建設した建物については、登記の手続きを行われたいということで、どういう内容なのか、わかったら教えてください。

以上2点よろしくをお願いします。

○議長（北崎 和博君） はい、吉田代表監査委員。

○代表監査委員（吉田 雅文君） はい、お答えします。まず1点目、今年度は7つの課に対して定期監査を行っております。

ほとんどの課が、時間外勤務時間数が多いし、年次休暇も取得率も低いような状況でありました。

それで、そのような意見として述べさせていただいているわけではありますが、逆にの職員が増えたからといって、数値が改善されるとは私は思っておりませんが、職員一人ひとりの精神的負担が軽減されるのではないかと考えて、このように意見として述べさせていただいております。

2点目が、町有財産の適正な管理ですが、町有地上の建物等については登記必要ないと考えて

おりますが、私有地上の建物はこれ町有財産としての所有権を明確にしておく必要があるということで、このような意見として述べさせていただいております。

例えば、消防分団の倉庫とか登記されておりましたので、登記が必要じゃないかというふうに思っております。

以上です。

○議長（北崎 和博君） よろしいですか。庵原議員。

○議員（5番 庵原 伸一君） 1点目については7つの課を監査されたということですけど、7つの課とも時間外が多かったということを理解をしていいとですかね。

2点目ですけど、具体的に消防分団の例を出されましたけども、内容的に他には具体的に登記をしなくてはならないとかいうのは、手続きを行われたいというのは監査の中で指摘をされたのかどうかをお伺いします。

○議長（北崎 和博君） 吉田代表監査委員。

○代表監査委員（吉田 雅文君） 今年の対象課であります。時間外数が少ないという課は無かったというふうに思っております。

それと町有財産の適正な管理につきましては定期監査を行っている上でも、その対象課については、意見として述べております。

○議長（北崎 和博君） よろしいですか。他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） はい、質問を終わります。

○議長（北崎 和博君） お諮りいたします。本会議の会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第44条の規定により議長に委任していただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 御異議なしと認めます。よって、誤読などによる字句、数字の整理、訂正は議長に委任していただくことに決定いたしました。

これをもちまして本日の日程を終了し、散会いたします。お疲れ様でした。

午後0時26分散会
